

# 葉山町長選挙 葉山町議会議員補欠選挙 投票日は1月15日(日)です

投票時間 7時～20時

●告示日 1月10日(火)

●投票所 下記の町内10か所

●開票開始日時と場所

日時 1月15日(日)20時45分

場所 福祉文化会館1階 大会議室

●投票できる人

- ・平成4年1月16日以前に生まれた人
- ・平成23年10月9日までに葉山町に住
- 民登録(転入届)をした人

※葉山町の選挙人名簿に登録している人で引き続き投票日まで町に住所を有する人。

●投票案内

投票所入場券(ハガキ)を各世帯へ郵送します。4人連記になっていますので、各自切り離してお持ちください。

(入場券は1月9日に郵便局に配達依頼をします。投票日までお手元に届いていない場合でも投票できます。)

●選挙公報

候補者の氏名・政見などをお知らせする選挙公報は、1月12日(木)の新聞に折り込みをします。

新聞を購読していない世帯の人は選挙管理委員会までご連絡ください。また、町内の公共施設や金融機関・商店等にも「選挙

公報ボックス」を設置しますのでご利用ください。

●期日前投票(不在者投票)

投票日当日、仕事や旅行等の理由で投票ができない人は期日前投票をご利用ください。

また、仕事や旅行等で町外から不在者投票をする人は、「投票用紙等請求書(兼宣誓書)」を町選挙管理委員会に請求してください。(投票用紙は、お出かけ先の住所に送付します。)

期間と時間 1月11日(水)～14日(土) 8時30分～20時

場所 町消防署1階会議室

●病院・施設等での不在者投票

その施設等が不在者投票施設に指定されている施設であれば、その施設で不在者投票ができます。病院・施設等にお尋ねください。

●郵便による不在者投票

身体障害者手帳等をお持ちで、下記の条件の人は、郵便による不在者投票ができます。郵便による投票をするためには選挙管理委員会が発行する「郵便投票証明書」が必要になりますので、お問い合わせください。

利用できる条件)

○身体障害者手帳

・両下肢、体幹、移動機能の障害(1級もしくは2級)

・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害(1級もしくは3級)

・肝臓の障害(1級から3級)

・免疫の障害(1級から3級)

○戦傷病者手帳

・両下肢、体幹の障害(特別項症から第2項症)

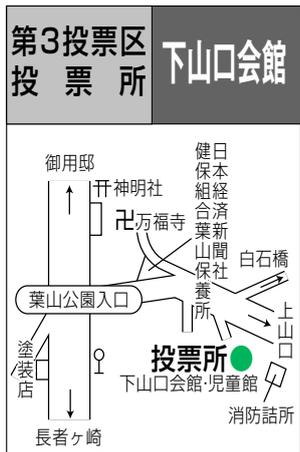
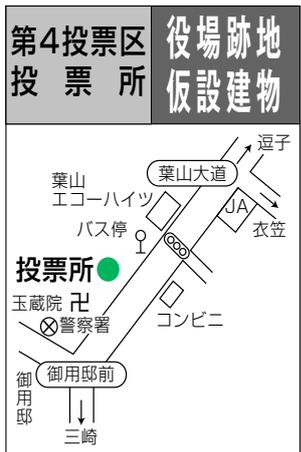
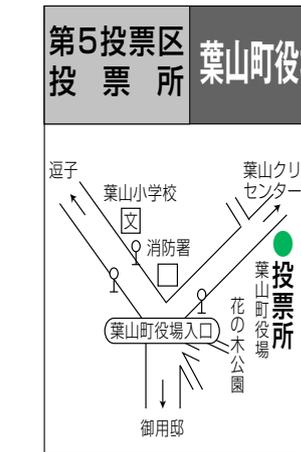
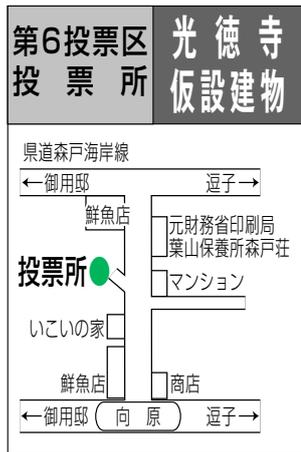
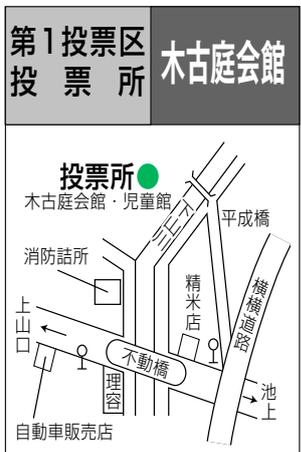
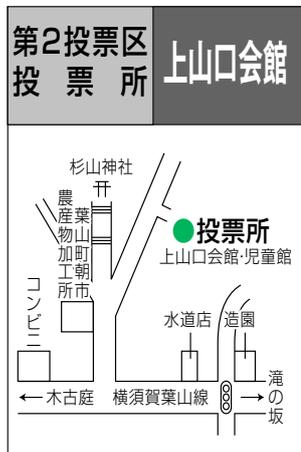
・内臓機能の障害(特別項症から第3項症)

○介護保険被保険者証

・要介護状態区分が要介護5

問合せ 選挙管理委員会 ☎内線441

## 投票所



# 介護保険に関する費用の確定申告

平成23年1月1日から12月31日にお支払い頂いた介護保険料やサービス利用料(自己負担分)は、所得税の確定申告や町・県民税申告の際に所得控除の対象になります。

## ●介護保険料

介護保険料や健康保険料の社会保険料は、「社会保険料控除」の対象です。

※特別徴収(年金から天引き)された介護保険料は、その年金受給者本人の納付となります。

他の人の控除には使えません。

## 〈対象金額〉

平成23年中に納付した保険料額

※介護保険料の納付金額は、1月中旬にハガキでお知らせします。

## 〈申告に必要なもの〉

証明書や領収書は必要ありません。

## ●サービス利用料(自己負担分)

下表のサービス利用がある場合、その領収書内の「医療費控除の対象となる金額」が医療費控除の対象です。高額介護サービス費等で戻ってきた金額は「保険金などで補てんされる金額」として「医療費控除」を計算してください。

## ●おむつ代は、「医療費控除」の場合も

寝たきりや認知症、治療上おむつを使用している場合、医師が発行した「おむつ使用証明書」を添付すると医療費控除の対象です。かかりつけの医師に証明書が必要と申し出てください。要介護認定を受けた人で控除を受けるのが2年目以降の人は、「おむつ使用証明書」に代わる「確認書」を、町が要介護認定主治医意見書の内容をもとに発行できる場合があります。福祉課へお問い合わせください。(即日発行不可)

## 〈対象費用〉

○平成23年中にかかったおむつ代

## 〈申告に必要なもの〉

○おむつ使用証明書か確認書  
○領収書

## ●要介護認定を受けた人は、「障害者控除・特別障害者控除」対象の場合も

身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、「年齢が65歳以上で、精神又は身体に障害があり、その障害の程度が障害者に準ずると町の認定を受けている人」は控除を受けることができます。

## 〈認定の手続き〉

要介護認定訪問調査の内容をもとに判定し、対象の場合は障害者控除・特別障害者控除対象者認定書を発行します。福祉課へ問い合わせ後、申請してください。(即日発行はできません)

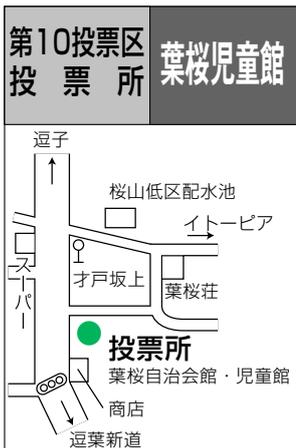
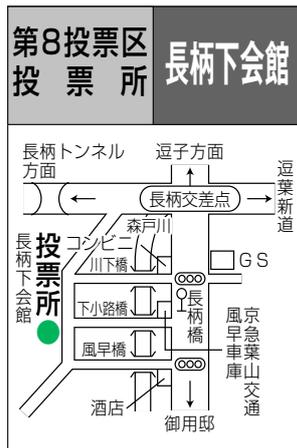
## 〈申告に必要なもの〉

町が発行した障害者控除・特別障害者控除対象者認定書

問合せ 福祉課介護高齢係

☎内線232〜234

居宅(在宅)介護サービス	対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ケアプラン」に基づいた次の医療系サービス(介護予防含む)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション(デイケア)・短期入所療養介護(医療系施設のショートステイ)</li> <li>●上記サービスと併せて利用した場合は、次の福祉系サービスも対象です。(介護予防含む)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護(ただし生活援助を除く)・夜間対応型訪問介護・訪問入浴介護・通所介護(デイサービス)・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・短期入所生活介護(福祉系施設のショートステイ)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	対象費用	居宅サービス費の自己負担額(介護費用、短期入所療養介護の居住費、通所リハビリテーション(デイケア)と短期入所療養介護の食費)
※居宅サービス事業者発行の領収書が必要		
施設介護サービス	対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次の施設サービス費の自己負担額(介護費用、居住費、食費)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>②介護老人保健施設</li> <li>③介護療養型医療施設</li> <li>※②③については、診療・治療上必要な「特別室の使用料」も対象です。</li> </ul> </li> </ul>
	対象費用	施設の種類により異なります ①介護老人福祉施設は自己負担額の2分の1 ②介護老人保健施設は自己負担額的全額 ③介護療養型医療施設は自己負担額的全額
※介護保険施設発行の領収書が必要		



お知らせ

平成23年度 上半期

財政状況の公表

平成23年度上半期における予算の執行状況をお知らせします。

(平成23年9月30日現在)

問合せ 財政課 ☎内線321・322

一般会計

一般会計歳入歳出予算は、89億9,890万円です。スタートし、補正予算と繰越明許費予算を加えた予算現額は93億6,952万円となっています。

このうち歳入は50億4,682万5千円を収入済みで、収入割合は53・9%です。歳出は、44・2%にあたる41億3,755万2千円を支出しました。

歳入と収入済額

(単位:千円)

区分	予算現額	構成比(%)	収入済額	収入割合(%)
町税	5,501,912	58.7	3,118,574	56.7
地方譲与税	71,001	0.8	19,543	27.5
利子割交付金	20,000	0.2	6,975	34.9
配当割交付金	10,000	0.1	5,025	50.3
株式等譲渡所得割交付金	5,000	0.1	0	0.0
地方消費税交付金	220,000	2.3	127,514	58.0
ゴルフ場利用税交付金	21,000	0.2	6,922	33.0
自動車取得税交付金	37,000	0.4	7,592	20.5
地方特例交付金	63,336	0.7	63,336	100.0
地方交付税	478,473	5.1	301,443	63.0
交通安全対策特別交付金	5,100	0.1	2,470	48.4
分担金及び負担金	67,582	0.7	27,722	41.0
使用料及び手数料	187,805	2.0	74,350	39.6
国庫支出金	914,058	9.8	418,814	45.8
県支出金	490,512	5.2	159,485	32.5
財産収入	4,746	0.1	5,832	122.9
寄附金	201	0.0	200	99.5
繰入金	331,774	3.5	264,000	79.6
繰越金	407,437	4.3	407,437	100.0
諸収入	82,583	0.9	29,591	35.8
町債	450,000	4.8	0	0.0
合計	9,369,520	100.0	5,046,825	53.9

歳出と支出済額

(単位:千円)

区分	予算現額	構成比(%)	支出済額	支出割合(%)
議会費	200,349	2.1	107,951	53.9
総務費	1,456,075	15.5	620,094	42.6
民生費	2,863,356	30.6	1,301,144	45.4
衛生費	1,457,276	15.6	551,352	37.8
農林水産業費	62,378	0.7	39,093	62.7
商工費	114,770	1.2	62,392	54.4
土木費	1,174,420	12.5	586,309	49.9
防衛費	562,760	6.0	247,059	43.9
教育費	825,553	8.8	356,137	43.1
災害復旧費	3,012	0.0	0	0.0
公債費	594,850	6.4	265,501	44.6
諸支出金	520	0.0	520	100.0
予備費	54,201	0.6	0	0.0
合計	9,369,520	100.0	4,137,552	44.2

税負担額

町民1人あたり 163,242円  
町民1世帯あたり 389,571円  
町民1人あたり 277,994円  
町民1世帯あたり 663,423円  
(人口33,704人世帯14,123世帯)

特別会計

国民健康保険

国民健康保険特別会計歳入歳出予算は、35億3,750万1千円です。スタートし、補正予算を加えた予算現額は36億1,294万7千円となっています。歳入は、46・7%にあたる16億8,571万1千円を収入し、歳出は、42・7%にあたる15億4,444万4千円を支出しました。

保険料負担額

1人あたり 98,785円  
1世帯あたり 177,046円  
1人あたり 339,148円  
1世帯あたり 607,831円  
(被保険者10,653人  
被保険者世帯5,944世帯)

後期高齢者医療

後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算は、6億8,165万2千円です。スタートし、補正予算を加えた予算現額は7億2,172万4千円となっています。

歳入は、42・6%にあたる3億767万6千円を収入し、歳出は、39・1%にあたる2億8,212万2千円を支出しました。介護保険

介護保険特別会計歳入歳出予算は、23億4,188万2千円です。スタートし、補正予算を加えた予算現額は23億6,737万7千円となっています。

歳入は、40・7%にあたる9億6,297万5千円を収入し、歳出は、39・0%にあたる9億2,350万7千円を支出しました。

下水道事業

下水道事業特別会計歳入歳出予算は、12億3,569万9千円です。スタートし、補正予算を加えた予算現額は12億4,274万5千円となっています。

歳入は、42・0%にあたる5億2,202万2千円を収入し、歳出は、37・0%にあたる4億6,007万3千円を支出しました。

歳入と収入済額

区 分	予算現額	収入済額	収入割合(%)
国民健康保険料	1,052,360	465,686	44.3
使用料及び手数料	6	4	66.7
国庫支出金	676,266	311,544	46.1
療養給付費等交付金	35,637	38,961	109.3
前期高齢者交付金	951,104	395,756	41.6
県支出金	136,847	6,990	5.1
共同事業交付金	318,401	124,059	39.0
財産収入	1	21	2,100.0
繰入金	339,237	239,038	70.5
繰越金	102,612	102,612	100.0
諸収入	476	1,040	218.5
合 計	3,612,947	1,685,711	46.7

後期高齢者医療保険料	401,319	150,214	37.4
使用料及び手数料	1	1	100.0
繰入金	278,460	115,969	41.6
繰越金	41,072	41,072	100.0
諸収入	872	420	48.2
合 計	721,724	307,676	42.6

介護保険料	471,455	241,550	51.2
使用料及び手数料	2	0	0.0
国庫支出金	451,219	191,187	42.4
支払基金交付金	672,070	269,146	40.0
県支出金	344,267	143,479	41.7
財産収入	1	18	1,800.0
繰入金	400,763	90,000	22.5
繰越金	27,488	27,489	100.0
諸収入	105	106	101.0
合 計	2,367,370	962,975	40.7

使用料及び手数料	228,361	69,959	30.6
国庫支出金	128,500	0	0.0
県支出金	7,518	0	0.0
繰入金	726,318	420,000	57.8
繰越金	32,046	32,046	100.0
諸収入	2	17	850.0
町債	120,000	0	0.0
合 計	1,242,745	522,022	42.0

(単位:千円)

歳出と支出済額

区 分	予算現額	支出済額	支出割合(%)
総務費	63,017	26,800	42.5
保険給付費	2,396,450	1,068,175	44.6
後期高齢者支援金等	489,014	203,763	41.7
前期高齢者納付金等	1,446	612	42.3
老人保健拠出金	28	28	100.0
介護納付金	204,397	85,024	41.6
共同事業拠出金	356,802	148,312	41.6
保健事業費	25,112	10,615	42.3
基金積立金	1	0	0.0
公債費	247	0	0.0
諸支出金	4,235	1,115	26.3
予備費	72,198	0	0.0
合 計	3,612,947	1,544,444	42.7

総務費	11,942	4,785	40.1
後期高齢者医療	667,890	277,087	41.5
広域連合納付金			
諸支出金	820	250	30.5
予備費	41,072	0	0.0
合 計	721,724	282,122	39.1

総務費	67,026	24,076	35.9
保険給付費	2,234,977	882,909	39.5
保健福祉事業費	100	0	0.0
地域支援事業費	37,194	14,117	38.0
基金積立金	1	0	0.0
公債費	83	0	0.0
諸支出金	2,567	2,405	93.7
予備費	25,422	0	0.0
合 計	2,367,370	923,507	39.0

総務費	327,572	102,215	31.2
事業費	289,794	53,211	18.4
公債費	615,487	304,647	49.5
予備費	9,892	0	0.0
合 計	1,242,745	460,073	37.0

(単位:千円)

借入先別内訳

区 分	23年9月末残高
財務省	7,115,019
(旧)日本郵政公社	752,484
地方公共団体金融機構	1,396,366
神奈川県	62,391
合 計	9,326,260

(単位:千円)

借入先別内訳

区 分	23年9月末残高
財務省	2,992,404
(旧)日本郵政公社	1,177,960
地方公共団体金融機構	387,831
神奈川県	82,360
銀行	322,690
その他	443,473
合 計	5,406,718

(単位:千円)

目的別内訳

区 分	23年9月末残高
総務債	65,726
民生債	342,231
衛生債	50,104
農林水産業債	95,203
商工債	16,800
土木債	292,419
消防債	352,727
教育債	382,097
臨時財政対策債	2,998,556
減税補てん債	772,626
臨時税収補てん債	38,229
合 計	5,406,718

(単位:千円)

2 下水道事業特別会計

区 分	現在高
公有財産	
土地	1,095,282.71 m <sup>2</sup>
建物	79,185.35 m <sup>2</sup>
物権	105.75 m <sup>2</sup>
有価証券	19,060,000 円
出資による権利	49,488,837 円
基金	
定額基金	
基金	170,889,828 円
土地	4,814.00 m <sup>2</sup>
積立基金	1,214,655,789 円

町有財産の現在高  
(平成23年9月30日現在)

1 一般会計

町債の現在高  
(平成23年9月30日現在)